

南丹市指定給水装置工事事業者の指定に関する手続きについて（ご案内）

指定給水装置工事事業者制度とは、水道工事事業者からの申請により、給水装置工事の新設、改造、修繕、撤去を適正に施工することができると認められる水道工事事業者を、水道法に定める指定要件に基づき、「給水装置工事事業者」として各事業体（南丹市）の水道事業管理者が指定する制度をいいます。

1. 新規指定 及び 更新の申請を行う場合

※提出方法は持参のみ（郵送等では受け付けません）

必要書類

※更新の対象事業者には期限の数カ月前に通知します

- ・提出書類チェックシート（別紙様式）
- ・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）※両面印刷
法人：定款の写し（原本証明確認必要）、登記事項証明書（発行日から3カ月以内の原本）
個人：住民票の写し（発行日から3カ月以内の原本）
- ・誓約書（様式第2）
- ・給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）
給水装置工事主任技術者免状の写し、または同技術者証（カードタイプ）の写し
法人：同技術者の雇用が確認できる書類（社会保険証の写し等）
- ・機械器具調書（別表）
機械器具の写真
- ・営業所の平面図及び案内図
営業所の外観及び内部写真
- ・書類送付先及び連絡先（別記様式A）
- ・指定更新時確認票（別紙1）※更新申請時のみ必要

※添付する写真及び主任技術者証（カードタイプ）はカラーとする。

※書類はA4を標準とする。写真についてはA4に複数枚を貼り、写真タイトルをつけること。

※新規指定及び更新申請時に手数料として10,000円が必要となります。

2. 指定内容変更の届出について

※郵送等での提出可

対象：（ア）事業所の所在地の変更

（イ）事業所の名称（社名）及び代表者の氏名の変更

（ウ）役員の氏名の変更（法人）

（エ）届出済みの主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更

※注意：当該変更のあった日から30日以内に届出を行ってください。（水道法施行規則第34条第2項）

30日を超過してから届出の場合は、別途「遅延理由書」（任意様式）を作成し添付してください。

必要書類

（ア）事業所の所在地の変更

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10）
営業所の平面図及び案内図、書類送付先及び連絡先
営業所の外観及び内部写真（カラー写真）
法人：定款の写し、登記事項証明書（発行日から3カ月以内のもの）
現在の南丹市指定給水装置工事事業者指定証（返却）

(イ)事業所の名称(社名)及び代表者氏名の変更

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式10)

法人:定款の写し、登記事項証明書(発行日から3カ月以内のもの)

個人:住民票の写し(発行日から3カ月以内のもの)※代表者氏名変更の場合

現在の南丹市指定給水装置工事事業者指定証(返却)※記載事項に変更ある場合のみ返却

- ・誓約書(様式第2);代表者について変更がある場合添付

(ウ)役員の氏名の変更(法人)

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式10)

登記事項証明書・誓約書(様式第2)

(エ)届出済みの主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式10)

給水装置工事主任技術者免状の写し、または同技術者証(カードタイプ)の写し

※主任技術者の新規の選任又は解任の場合は、次項「3」の「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)」を提出してください。

3. 主任技術者の選任及び解任の届出(変更)について

※郵送等での提出可

必要書類

- ・給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3)

選任の場合:給水装置工事主任技術者免状の写し、または同技術者証(カードタイプ)の写し

※注意:該当事由が発生した日から14日以内に届出を行ってください。(水道法施行規則第21条第2項)

14日を超過してから届出の場合は、別途「遅延理由書」(任意様式)を作成し添付してください。

4. 指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出について

※郵送等での提出可

※廃止・休止:当該廃止又は休止の日から30日以内に届出ること

再開:当該再開の日から10日以内に届出ること

必要書類

- ・指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書(様式第11)

※(廃止の場合)指定給水装置工事事業者指定証を返却

5. その他

※それぞれ届出期限が異なりますので、注意してこれを遵守して下さい。期限を超えてから届出する場合は上水道課にご相談下さい。(電話:0771-68-0053)

※申請・届出様式、記入方法の見本を南丹市役所ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

※規程の届出期限を過ぎた場合は、指定の取消しとなる場合もありますのでご注意ください。

※指定の有効期間内に、更新の申請が無かった場合は、指定の失効となりますのでご注意ください。

指定給水装置工事事業者の義務について

- ◆給水装置工事ごとに選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して職務を行うものを指名すること。
- ◆配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する者を実地に監督させること。
- ◆工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
- ◆主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術向上のため、研修の機会を確保するよう努めること。
- ◆規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合した給水装置を設置すること。
- ◆給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適合した機械器具を使用すること。
- ◆施行した工事ごとに、指名した主任技術者に次の事項に関する記録を作成させ3年間保存すること。
 - ①施主の氏名及び名称
 - ②施工の場所
 - ③施工完了年月日
 - ④主任技術者の氏名
 - ⑤竣工図
 - ⑥工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ⑦工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令に定める基準に適合しているかどうかの確認方法及びその結果
- ◆設計審査を受ける前に、設計審査に係る申請書に設計図面を添えて申請すること。
- ◆給水装置工事検査を受けるため工事完了後は速やかに当該工事検査に係る申請書を提出すること。
- ◆検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けなければならない。